

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間 個票

消防本部 予防課

許認可等の内容		喫煙等の制限解除承認申請
根拠法令等及び条項		栃木市火災予防条例 23条第1項ただし書き
標準 処理 期間	根拠条項	未設定
	設定等年月日	平成 年 月 日設定 平成 年 月 日最終変更
	標準処理期間	未設定
審査 基準	根拠条項	栃木市火災予防条例施行規則第9条
	参考事項	
	設定等年月日	平成 年 月 日設定 平成 年 月 日最終変更
	<p>【 基 準 】</p> <p>栃木市火災予防条例 (喫煙等)</p> <p>第23条 次に掲げる場所で、消防長が指定する場所においては、喫煙し、若しくは裸火を使用し、又は当該場所に火災予防上危険な物品を持ち込んで서는ならない。ただし、特に必要な場合において消防長が火災予防上支障がないと認めるときは、この限りでない。</p> <p>(1) 劇場、映画館、演芸場、観覧場、公会堂若しくは集会場（以下「劇場等」という。）の舞台又は客席</p> <p>(2) 百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗又は展示場（以下「百貨店等」という。）の売場又は展示部分</p> <p>(3) 文化財保護法（昭和25年法律第214号）の規定によって重要文化財、重要有形民俗文化財、史跡若しくは重要な文化財として指定され、又は旧重要美術品等の保存に関する法律（昭和8年法律第43号）の規定によって重要美術品として認定された建造物の内部又は周囲</p> <p>(4) 第1号及び第2号に掲げるもののほか、火災が発生した場合に人命に危険を生ずるおそれのある場所</p> <p>栃木市火災予防条例施行規則 (禁止行為の解除承認)</p> <p>第9条 条例第23条第1項ただし書の規定により同項本文の指定場所において喫煙し、若しくは裸火を使用し、又は法別表第1に掲げる危険物、危政令別表第4に掲げる指定可燃物のうち、同表備考第6号に規定する可燃性固体類及び同表備考第8号に規定する可燃性液体類を持ち込もうとする者は、当該場所の関係者を通じ禁止行為の</p>	

解除承認申請書（別記様式第 1 4 号）により消防長の承認を受けなければならない。

2 前項の申請書の提出部数は、正本 1 部及び副本 1 部とする。

3 消防長は、第 1 項の申請を受理し、火災予防上支障がないと認めるときは、副本に承認印（別記様式第 1 5 号）を押して当該申請者に交付するものとする。